

社会福祉法人さくら草  
**2019年度事業報告**

社会福祉法人さくら草  
2019 年度事業報告

1. はじめに

前年度に引き続き人材確保、定着、育成に力を注いできた。就業規則の統一や経営会議等で事業所間連携を深め、一体的な運営ができるようにしてきた。

報酬改定2年目、重度障害者、医療的ケア児者に配慮された改定を活かし、利用者支援の充実と運営の安定に努めてきた。

年度当初、利用者の急逝が続き、命を支える取組みであると思いを新たにさせられた。同時に利用者の地域生活が家族の高齢化によって困難になる家庭が増えてきた。他事業所と連携し入所施設に送るという別れもあった。法人の理念である地域生活を支えきれていない課題が現れてきた。地域で暮らし続けられるよう社会資源づくりを法人全体で共有し取り組んでいきたい。また、年明けから新型コロナウイルスの感染防止対策等対応に追われ支援に新たな課題を次年度につないでの年度末であった。

【重点課題】

◎ 法人全体としての取組み

- ・人材確保、定着、人材育成に努め、一部の事業所を除き概ね充足することができた。
- ・法人内事業所連携の強化。経営会議が軌道にのってきた。就業規則を月給制に統一した。法人内異動がし易くなり、評価も同一基準で対応しやすい制度に整えた。
- ・週40時間制を導入し、働き方改革に向け労務条件を整え法令遵守体制づくりに取り組んだ。
- ・高齢者等の在宅生活の課題を把握し、法人内外の機関と連携し入所施設につなぐなど支援に努めた。同時に新たな社会資源づくりという課題を意識づけられた。
- ・新規事業の整備を進め、順調に始動できるように取り組んだ。
- ・防災対策等に努めた。各事業所で避難訓練等災害時を想定した取り組みを行った。

◎ 各事業所の取組み

- ・「デイセンターさくら草」「デイセンターアトム」「デイセンターいぶき」(生活介護)  
職員異動による運営強化、人材育成に努めた。
- ・「キッズさくら草」(放課後等デイサービス 重度心身障がい者対象)  
ふたば班と連携し専門性の強化と人材育成に努めた。  
看護師体制の強化と機能訓練担当により支援の充実を図った。
- ・「サポートさくら草」「サポートゆず」「アシストさくら草」(居宅介護・移動支援等)  
人材確保に努め、利用者支援に応え、併せて職員の負担軽減に努めた。また給与体系を統一し、研修と共に、人材育成に努めた。
- ・共同生活援助(グループホーム)  
安心して暮らせる住環境づくりに努め、両住居の泊数を増やすように努めた。短期入所の受け入れを増やし利用者ニーズに応え。併せて運営面での強化を図ってきた。  
職員が働きやすい職場環境を作り、負担軽減となるシフトを検討した。
- ・「南区障害者生活支援センターあみへご」  
一般相談から法人内事業所の計画相談、虐待等の権利擁護等多岐にわたる相談に丁寧な支援に心がけた。困難事例への相談支援。南区の相談支援体制の充実・強化に努めた。

## 2. 部門一覧

### (1) 法人事務局

事業所名	法人事務局
所在地	埼玉県さいたま市南区大字太田窪字前 3501 番 2
電話番号	048-813-7426
FAX番号	048-886-6301
職員数	法人事務局管理規程に定める

### (2) デイセンターさくら草

事業所名	デイセンターさくら草
所在地	埼玉県さいたま市南区大字太田窪字前 3501 番 2
電話番号	048-813-7426
FAX番号	048-886-6301
事業名	生活介護
職員数	デイセンターさくら草管理規程に定める
事業所名	キッズさくら草
所在地	埼玉県さいたま市南区大字太田窪字前 3501 番 2
電話番号	048-813-7426
FAX番号	048-886-6301
事業名	放課後等デイサービス（多機能型）
職員数	キッズさくら草管理規程に定める

### (3) デイセンターアトム

事業所名	アトム(主たる事業所)
所在地	さいたま市南区大字太田窪字前 3505 番 8
電話番号	048-811-2525
FAX番号	048-883-3456
事業名	生活介護
職員数	デイセンターアトム管理規程に定める
事業所名	コスマス(従たる事業所)
電話番号	048-883-7795
FAX番号	048-883-7797
事業名	生活介護
職員数	デイセンターアトム草管理規程に定める

### (4) デイセンターアイぶき

事業所名	デイセンターアイぶき
所在地	埼玉県川口市大字東本郷 1259 番 3

電話番号	048-497-2317
F A X番号	048-497-2219
事業名	生活介護
職員数	ディセンターいぶき管理規程に定める

(5) サポートさくら草

事業所名	サポートさくら草
所在地	埼玉県さいたま市浦和区本太3丁目32番16号 No.1グリーンハウス
電話番号	048-885-9155
F A X番号	048-885-9155
事業名	障害福祉サービス事業、移動支援事業、さいたま市 障害児(者)生活サポート事業、福祉有償運送事業
職員数	サポートさくら草管理規程に定める

(6) サポートゆず

事業所名	サポートゆず
所在地	埼玉県さいたま市緑区東浦和一丁目8番地12 サンコート東浦和1階
電話番号	048-875-3536
F A X番号	048-875-3536
事業名	障害福祉サービス事業、移動支援事業、さいたま市 障害児(者)生活サポート事業、福祉有償運送事業
職員数	サポートゆず管理規程に定める

(7) アシストさくら草

事業所名	アシストさくら草
所在地	埼玉県さいたま市南区大字太田窪字前3501番2
電話番号	048-813-7426
F A X番号	048-886-6301
事業名	障害福祉サービス事業、移動支援事業、さいたま市 障害児(者)生活サポート事業、福祉有償運送事業
職員数	アシストさくら草管理規程に定める

(8) 障がい者生活支援センターあみ～ご

事業所名	南区障害者生活支援センターあみ～ご
所在地	埼玉県さいたま市南区白幡5丁目11番16号
電話番号	048-866-5098
F A X番号	048-866-5128

事業名	相談支援事業（南区障害者生活支援センター）
職員数	障がい者生活支援センターあみ～ご管理規程に定める

(9) さくら草グループホーム

住居名	てんハウスぐりん
所在地	埼玉県さいたま市浦和区本太3丁目17番12号
電話番号	048-615-0480
FAX番号	048-884-5277
事業名	共同生活援助事業
職員数	さくら草グループホーム管理規程に定める
事業所名	てんハウスぐりん
所在地	埼玉県さいたま市浦和区本太3丁目17番12号
電話番号	048-615-0480
FAX番号	048-884-5277
事業名	短期入所事業
職員数	てんハウスぐりん管理規程に定める
住居名	クローバーハウス
所在地	埼玉県さいたま市南区内谷5丁目3番11号
電話番号	048-861-3299
FAX番号	048-862-0076
事業名	共同生活援助事業
職員数	さくら草グループホーム管理規程に定める

## 社会福祉法人さくら草

### 法人事務局 2019年度事業報告

#### (1) 運営方針

法人事務局は、法人の業務を決定する理事会及び評議員会の運営と、その決定に基づく各種計画の策定、人事・財務等の管理事務を効率的かつ適切に処理するとともに、監事の行う監査事務を円滑に処理してきた。

各事業が円滑に運営されるよう事業所内及び事業所間の連携体制の充実に努めた。

運営方針の共有に努め、運営の健全性を保ち、運営基盤づくりに努めた。

法人の理念である「どんな重い障害があっても地域で自分らしく暮らせるよう」総合的な福祉サービスの整備に努めた

#### (2) 運営の具体策

##### ア 理事会及び評議員会

法人の事業計画、予算及び経営方針の決定等を行うため、理事会及び評議員会を開催した。理事会 7回（内書面議決 2回）評議員会 3回（内書面議決 1回）

(ア)

理事会 2019年4月20日

議案第1号 生活介護事業開始及びサポートゆず移転に関する合意書締結について

理事会 2019年5月25日

議案第1号 平成30年度事業報告について

議案第2号 平成30年度決算案について

議案第3号 公印管理者変更に伴う公印取扱規程変更について

議案第4号 経営会議協議事項に関する管理規定変更について

議案第5号 任期満了に伴う役員候補者の推薦について

議案第6号 評議員会招集について

評議員会 2019年6月22日

議案第1号 平成30年度決算について

議案第2号 役員の選任について

理事会 2019年6月22日

議案第1号 理事長の選任について

議案第2号 業務災害総合保険契約について

議案第3号 人事・給与・マイナンバーシステム契約締結について

議案第3号 コスモス賃貸借契約締結について

理事会 2019年8月27日（書面議決）

議案第1号 火災保険契約（中途更改）について

理事会 2019年10月31日（書面議決）

議案第 1 号 特定処遇改善手当等支給に伴う給与規定変更について  
理事会 2019 年 11 月 16 日

議案第 1 号 附属明細書削除に関する経理規程変更について  
議案第 2 号 生活サポート事業利用料改定に関する運営規定変更について  
議案第 3 号 セクハラ・パワハラ禁止に関する就業規則変更について  
議案第 4 号 デイセンターさくら草送迎車両（日本財団助成対象）購入について  
議案第 5 号 新事業所収支見込みの修正について  
議案第 6 号 新事業所開設に伴う備品購入について  
議案第 7 号 新事業所開設に伴う車両購入について  
議案第 8 号 デイセンターさくら草・デイセンターアトム給食調理業務委託契約について  
議案第 9 号 てんハウスぐりん給食調理業務委託契約について  
議案第 10 号 2019 年度第 1 次補正予算について  
議案第 11 号 評議員会招集について  
評議員会 2019 年 11 月 30 日

議案第 1 号 2019 年度第 1 次補正予算について  
理事会 2020 年 3 月 7 日

議案第 1 号 新規事業所開設に伴う備品購入について  
議案第 2 号 サポートゆず移転等に関する諸規程変更について  
議案第 3 号 2019 年度第 2 次補正予算（案）について  
議案第 4 号 自動車保険契約締結について  
議案第 5 号 普通傷害保険険契約締結について  
議案第 6 号 就業規則変更について  
議案第 7 号 給与規程変更について  
議案第 8 号 サポートさくら草就業時間変更に関する諸規程変更について  
議案第 9 号 権利擁護憲章制定について  
議案第 10 号 デイセンターかりん開設に伴う諸規程の制定及び変更について  
議案第 11 号 施設長の任免について  
議案第 12 号 2020 年度事業計画について  
議案第 13 号 2020 年度当初予算案について  
議案第 14 号 評議員会招集について  
評議員会 2020 年 5 月 8 日（書面議決）

議案第 1 号 2019 年度第 2 次補正予算について  
議案第 2 号 2020 年度事業計画について  
議案第 3 号 2020 年度当初予算について

(イ) 業務の執行状況及び会計処理の適正を期するため、監事監査を実施した。

2019 年 5 月 21 日 22 日 監事監査

(ウ) 平成 30 年度障害者生活支援センター調査実施

2020 年 1 月 28 日 南区障害者生活支援センターあみ～ご

イ 本年度事業の取り組み

(ア) 人材確保、育成に努めた。

職員の資質向上に努め、障害福祉サービス事業の発展・充実に努めた。

法人全体研修を実施した。 権利擁護委員会を中心に、虐待について、職員倫理を高める権利擁護憲章の作成、職業人としてのマネジメント能力を高めるパワーハラスメントについて議論を深め制定した。法人内研修は下記の通り。

テーマ 安全運転講習&パワーハラスメント研修 開催日 2019年10月17日

会場 てんハウスぐりん 参加者合計数 60名

テーマ 安全運転講習会&ハラスメント講習会 2019年11月27日

会場 あんくじ班 参加者数 50名

テーマ 「新任研修」 開催日 2019年12月5日

会場 アシストルーム 参加者数 14名

テーマ こだわりの強い利用者支援～咲楽苑の実践～

開催日 2020年2月19日

会場 あんくじ班 参加者数 75名

テーマ 「中堅職員研修」 開催日 2020年1月23日

会場 アシストルーム 参加者数 12名

(イ) 防災対策に努めた。

各事業所避難訓練

(ウ) 見直された障害福祉サービス等報酬改定への適合化を検討した。

支援の充実及び運営の安定化のために人材確保、専門職の雇用、資格取得に努めた。

(エ) 新規事業を検討してきた。

新規事業検討委員会を中心に取り組み、新施設を開設した。

(オ) 地域公益の取組について取り組んできた。

社会福祉法人さくら草  
デイセンターさくら草  
2019年度事業報告

1. 事業の概要

事業の種類 生活介護  
多機能型事業所（生活介護、放課後等デイサービス）

事業所名称 デイセンターさくら草・キッズさくら草  
定員 40名（現員 ふたば班 21名 あんくじ班 25名）  
放課後等デイサービス 5名（現員 15名）

2. 事業方針

(1) 生活介護事業として重度障がい者を対象に、日中活動を中心に地域生活を支援しました。

障害者総合支援法のもと、利用者ニーズに対応した支援計画に基づき、健康への配慮、軽作業や生きがい活動等きめ細かな支援を行うとともに、利用者・家族・関係機関と連携し安全で質の高い福祉サービスの提供に努めました。

(2) 研修等により職員の資質向上に努めました。（社会人としてさくら草職員として）

（放課後等デイサービス）

児童福祉法に基づき重症心身障害児を対象に、放課後等に生活能力の向上の為に必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を、家族・関係機関と連携し、適切な療育提供に努めました。

3. 事業目標

(1) 地域において安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方を対象に、食事・排泄等の介護や日常生活上の支援を提供し、併せて軽作業等の生産活動や創作活動の機会を提供しました。これらを通じて、身体能力、日常生活能力の維持・向上を目指しました。

(2) 医療的ケアを要する利用者への支援体制を整えるため、介護職員による痰の吸引等の研修(不特定・特定)を受講させ、より安全な日常生活の充実に努めました。

(3) 自傷他傷等行動障害をもつ利用者に対して、関係機関や臨床心理士等の専門家、研修の受講、本人家族を交えたケース検討等を行い支援の充実に努めました。

(4) ヒヤリハット報告を職員間で共有するなど危機管理に務め、怪我・事故を未然に防ぐ様にしました。

4. 事業内容

\* 別紙1参照

## (1) 活動方針

利用者1人ひとりの意思及び人格を尊重し、個々の地域生活ニーズを考慮した個別支援計画のもと、充実した日中活動を支援しました。

重度の知的障がい者、心身障がい者に、安全な環境と障がいの軽減を図る質の高い支援提供によって健康の維持と機能の向上に努め、生きがい活動や軽作業など日中活動への主体的な取り組みを支援しました。

今年度の生活介護利用者数は、46人である。日中活動や仲間同士の交流等活動を充実できるように取り組みました。

「ふたば班」は、主に重度心身障がいのある利用者が、個々の健康、体力、身体機能を考慮しながら健康プログラムを行いました。

「あんくじ班」では、アトリエ、資源回収などの作業を中心に行いながら、健康管理に留意し、仲間との生活から社会性を養い、地域との交流を深める活動を行いました。

## (放課後等デイサービス)

キッズさくら草の活動方針は、安定した支援に努めると共に今後児童発達支援事業の併設も視野にいれて取り組みました。

看護師のもと医療的ケアや体調管理に配慮し、個々の状態に合わせPT等の訓練を行う機会を設けました。静的弛緩誘導法を中心に健康プログラムの機会を設けました。また、音楽、創作、レクなど本人の楽しみとなる活動を通じ仲間との交流に繋げました。併せて生活能力の向上、地域との交流を図りました。

## (2) 支援内容

### ①健康管理と医療的ケアの充実並びに障害への配慮

- ・ 看護師による健康管理。健康状態の把握に努めました。

利用者の家族・主治医・保健師との連携を密にとり、障がいの進行・疾病の予防に努めました。

- ・医療的ケアを看護師、職員が連携し適切に行いました。

- ・健康診断（年1回）
- ・歯科検診（往診や通院支援により各自）

- ・嘱託医相談
- ・インフルエンザ予防接種（年1回）

- ・必要に応じて通院支援

- ・医療機関との連携

・静的弛緩誘導法を中心とした個々にあった健康プログラムを行い、生活に活かせる身体をつくりました。毎月の静的弛緩誘導法訓練会に参加し、職員で共有し利用者支援を深めました。

・機能訓練に関しては医療機関と連携しながら理学療法士、看護師、職員を中心に本人の持っている機能を活かし、より充実した生活が送れる様に支援を進めました。

### ②軽作業等の生産活動や創意的活動の機会の提供

- ・各自の体調や作業内容等に合わせ軽作業に取り組みました。

・作業種は、陶芸、資源回収（空き缶、新聞紙、段ボール）、石鹼作業、創作、誕生日カード製作、広報誌封入等を行いました。

- ・商品の開発、販売、営業にも力を入れました。
- ・創作活動や余暇活動によって自己表現の喜びを支援いたしました。
- ・作業によって得た収益は、おたのしみ工賃（7月・12月）として支払いました。

③日常生活上の支援他

- ・残存機能を引き出し、自立を促す支援に努めました。
- ・仲間意識を高め、協調性を大切にした生活を支援しました。
- ・ウォーキング等をはじめ、利用者に沿ったプログラムを行いました。

④文化的活動

- ・音楽療法。音楽療法士を中心に行いました。 音楽を通して、楽しく自己表現し、社会性を養う取り組みを行いました。
- ・音楽交流会。音楽ボランティアやピアニスト他の音楽家との音楽交流を行いました。
- ・アロマセラピー。ボランティアが毎月各班を回りアロママッサージを行いました。

⑤趣味の日

- ・利用者が楽しめる取り組みとして、お茶会、菓子づくり、茶、花、おしゃれ（マニュキュア）アロマなどを行いました。

⑥外出活動

- ・半日ツアーリ用者数名と昼食や買い物に行きました。
- ・季節を味わう日課として近隣の散歩や班毎での遠出を楽しみました。
- ・他事業所と連携をとり、利用者の社会参加活動を進め、自立生活への知識と経験を養う機会としました。

(放課後等デイサービス)

① 健康管理と医療的ケアの充実並びに障がいへの配慮

- ・看護師を中心とした健康管理。健康状態の把握に努めました。  
利用者の家族・学校・主治医・保健師との連携を密にとり、障がいの進行・疾病の予防に努めました。
- ・医療的ケアを看護師、職員が連携し適切に行ました。
- ・必要に応じて通院支援
- ・医療機関との連携
- ・嘱託医相談

② 音楽活動や創作活動、レク活動の機会の提供

- ・創作活動や音楽活動によって自己表現の喜びを支援しました。

③ 日常生活上の支援他

- ・PT等の時間を設け、残存機能を引き出し、自立を促す支援に努めました。

④ 外出活動

- ・近隣を散歩する事で、季節を楽しむ機会を設けました。
- ・地域の店へ買い物へ出かける事で社会参加活動を体験し、自立生活への意欲を高める機会としました。

(3) 日課

概ね下記の通りであるが、班毎、個別支援計画による日課となる。

(生活介護)

通 所	9 : 30	～	10 : 00
午前活動	10 : 00	～	12 : 00
昼食・休憩	12 : 00	～	13 : 30
午後活動	13 : 30	～	15 : 00
降 所	15 : 00	～	15 : 30

(放課後等デイサービス)

<通 常>

学校迎え	放課後	～
活 動	13 : 00	～ 17 : 00
自宅送り	17 : 00	～ 18 : 00

<早帰り時 ・ 休業日>

迎え・通所	～	11 : 00
活 動	11 : 00	～ 17 : 00
昼 食	11 : 30	～ 13 : 00
活 動	13 : 00	～ 17 : 00
自宅送り・迎え	17 : 00	～ 18 : 00

※土、日、祝日は休業

(4) 各種サービス

① 送迎サービス（共通）

移動が困難な利用者に対して、通所の利便を図るために行いました。

② 入浴サービス

自宅での入浴が困難な利用者に、必要性に応じて行いました。

③ 昼食サービス

栄養・嗜好や嚥下障がい等に配慮された、心のこもった手作りの食事提供に努めました。実施にあたり、給食会議で委託業者と、嗜好、食物形態、献立（アレルギーの有無）、食器等について話し合い、利用者にとって安全且つ健康に考慮された食事を提供しました。

## 5. 運営管理

(1) 職員の員数 生活支援員 31 人、看護師 5 人

(2) 会議の開催

[会議の種類]	[開催数]	[内容]
① 管理者会議	月 1 回	事業所間の連絡、報告等の連携
② 職員会議	月 1 回	行事、班会議報告、個別支援等
③ 班会議（含ゆう職員）	月 1 回	個別支援、活動内容等
* ゆう職員打合せ	月 1 回	有期契約職員への行事、班会議報告、個別支援等の伝達等

④ 班長・主任会議	隔月	事業計画、事業方針等
⑤ 給食会議	月1回	献立、食物形態等
⑥ 安全委員会	隔月	医療的ケアの安全を確認する
⑦ 各係会議	随時	
⑧ スタッフ会議	毎週初め	1週間の予定確認。情報の共有を図る
⑨ 経営会議	毎月	事業所間の連携、法人運営について

### (3) 職員研修

- ・職務を通しての指導、経験年数や役割に応じた新任、中堅、指導的職員研修への派遣を行いました。
- ・専門職としての研修や業務上必要な研修に随時派遣しました。
- ・自己啓発研修への支援を行いました。
- ・キャリアアップ確認表を活用し、職員のスキルアップをより図りました。

### (放課後等デイサービス)

#### (1) 職員の員数

児童発達支援管理責任者1人、児童指導員2人、機能訓練担当職員1人、看護師2人

#### (2) 職員会議の開催（月1回）

デイセンターアトム 班長・主任会議、安全委員会等会議に参加し連携しました。

#### (3) 職員研修

- ・専門職としての研修や業務上必要な研修に随時派遣する。職員の意向も踏まえつつ、より計画的に研修への参加を促しました。
- ・自己啓発研修への支援を行いました。
- ・キャリアアップ確認表を活用し、職員のスキルアップを図りました。

## 6. 地域生活及び関係機関との連携

#### (1) 家庭及びグループホームとの連携

利用者ニーズの把握、事業所との相互理解、効果的な支援を行うため連絡帳による日々の連携、施設からの諸連絡、保護者会と連携した諸行事、保護者連絡会の開催(必要時)、個別面談によって連携を図りました。

### (放課後等デイサービス)

利用者ニーズの把握、事業所や学校との相互理解、効果的な支援を行うため連絡帳による日々の連携を図りました。

#### (2) 他の事業所と連携し、地域生活の充実をはかりました。

#### (3) 嘱託医 辻医院

協力医院 埼玉協同病院

#### (4) ボランティア・実習生の受け入れ

- ・地域の方々を受け入れ、交流を深めました。
- ・大学生・専門学校学生を受け入れ、障がい者理解を進めました。
- ・ボランティアスクールの受け入れ、その他実習生を受け入れることによって、地域福祉

事業所として社会貢献を行いました。

(5) 広報

- ・広く一般の方達に、デイセンターさくら草の活動を通して福祉理解を促す機会としました。
- ・年4回発行しました。

7. 安全管理

(1) 非常災害対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行いました。

管理者の指揮のもと、消火、連絡、救助等担当を決め、非常災害訓練を年2回実施しました。また、地域住民と話し合い連携した防災対策を講じました。

防災マニュアルに沿って備蓄品を揃え災害時に備えました。

(2) 緊急時等の対応

利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに掛かりつけ病院に連絡する等の救急対応の措置を講じました。

(3) 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとしました。

- ① 虐待の防止に関する責任者の選定（権利擁護委員会）
- ② 成年後見制度の利用支援

8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図るものとしました。

9. 決算状況

別紙決算報告書のとおり

## 社会福祉法人さくら草

# デイセンターアトム 2019年度事業報告

### 1. 事業の概要

事業の種類	生活介護事業所
事業所名称	デイセンターアトム(主たる事業所アトム 従たる事業所コスモス)
定員 35名	生活介護 36名 (現員 アトム 18名 コスモス 18名)

### 2. 事業方針

重度障がい者を対象に、日中活動を中心に地域生活を支援する。障害者総合支援法のもと、利用者ニーズに対応した支援計画に基づき、健康への配慮、軽作業や生きがい活動等きめ細かな支援を行うとともに、利用者・家族・関係機関と連携し、安全で質の高い福祉サービスの提供に努めた。

### 3. 事業目標

- (1) 地域において安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方を対象に、食事・排泄等の介護や日常生活上の支援を提供し、併せて軽作業等の生産活動や創作活動の機会を提供した。これらを通じて、身体能力、日常生活能力の維持・向上を目指した。
- (2) 医療的ケアを要する利用者への支援体制を整えるため、介護職員による痰の吸引等の研修を設け、行つた。
- (3) 自傷他傷等行動障害をもつ利用者に対して、関係機関や臨床心理士等の専門家、本人家族を交えたケース検討等を行い支援の充実に努めた。
- (4) ヒヤリハット報告を職員間で共有する（毎日の申し送り内）など危機管理に務め、怪我・事故が無いように努めた。

### 4. 事業内容

\* 別紙1参照

#### (1) 活動方針

昨年度利用者は、新たに新卒者1名、8月に地域利用者1名を受け入れ、36名であった。(4月当初は新卒者含め38名。同月退所者(死亡):1名、他施設入所:1名、5月退所者(死亡):1名)

利用者1人ひとりの意思及び人格を尊重し、個々の地域生活ニーズを考慮した個別支援計画のもと、充実した日中活動を支援した。

重度の知的障がい者、心身障がい者に、安全な環境と障がいの軽減を図る質の高い支援提供によって健康の維持と機能の向上に努め、生きがい活動や軽作業など日中活動への主体的な取り組みを支援し、地域の中で充実した活動ができるようにした。

主たる事業所のアトム班は、アトリエ、地域活動などを中心に行いながら、利用者の加齢による体調の変化に留意し、仲間との生活から社会性を養い、地域との交流を深める活動を行った。

従たる事業所のコスモス班は、主に重度心身障がいのある利用者が、個々の健康、体力、身体機能を考慮しながら、健康プログラム、医療的ケアを行う。仲間、他の班との連携、協調した生活や生きがい活動を行った。

## (2) 支援内容

### ① 健康管理と医療的ケアの充実並びに障害への配慮

- ・ 看護師による健康管理。健康状態の把握に努めた。  
利用者の家族・主治医・訪問看護との連携を密にとり、障害の進行・疾病の予防に努めた。
- ・ 医療的ケアを看護師、職員が連携し適切に行た。
- ・ 健康診断（年1回）
- ・ 嘱託医相談
- ・ インフルエンザ予防接種（年1回）
- ・ 歯科検診（往診や通院支援により各自）
- ・ 必要に応じて通院支援
- ・ 医療機関との連携
- ・ 静的弛緩誘導法やPT、マッサージなど、個々にあった健康プログラムを行い、生活に活かせる身体づくりを行った。毎月の静的弛緩誘導法訓練会に参加し、職員で共有し利用者支援を深めた。

### ② 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供

- ・ 各自の体調や作業内容等に合わせ軽作業に取り組んだ。
- ・ 作業種は、陶芸、紙すき、資源回収（空き缶、新聞紙、段ボール）、石鹼作業、髪留め、創作、広報誌封入、送迎車の掃除等を行った。
- ・ 商品の開発、販売、営業にも力を入れていくまでには至らなかった。
- ・ 創作活動や余暇活動によって自己表現の喜びを支援する。また創作活動によって作られた作品が施設の外へ発信できるような環境を模索していく中で、公益財団法人さいたま市文化振興事業団とつながる。プロの絵画アーティストを呼び、アトムでワークショップを開催（10月と11月）。さいたま市障がい者週間「市民のつどい」（12月7日）に出演した。
- ・ 作業によって得た収益は、工賃として支払った。

### ③ 日常生活上の支援他

- ・ 残存機能を引き出し、自立を促す支援に努めた。
- ・ 仲間意識を高め、協調性を大切にした生活を支援した。
- ・ ウォーキング等をはじめ、利用者に沿ったプログラムを行った。

### ④ 文化的活動

- ・ 音楽療法。音楽療法士を中心に、午前の部（アトム）、午後の部（さくら草）と分かれて行った。音楽を通して、楽しく自己表現し、社会性を養う取り組みを行った。
- ・ アロマセラピー。ボランティアが毎月各班を回りアロママッサージを行った。
- ・ 紙細工のシルバーボランティアが月に1回来訪し、昔ながらの遊びを通して交流した。
- ・ 善前公民館との文化祭にアトリエ作品を出展し地域の方と交流した。

⑤ 趣味の日

- 利用者が楽しめる取り組みとして、お茶会、菓子づくり、茶、花、おしゃれ、アロマ、運動、ゲーム、写真撮影(あんくじ班と毎月1日の写真の日)などを行った。

⑥ 外出活動

- フェス(イベント)内容に合わせて企画をもって利用者数名と買い物を行った。
- 季節を味わう外出、近隣の散歩や班の仲間ごとで楽しむイベントを行った。(毎月)
- 他事業所と連携をとり、利用者の社会参加活動を進め、自立生活への知識と経験を養う機会とする。

⑦ みんなの日:利用者主体を目的にし、日課を組む取り組み。利用者会議を持ち、班全員で1つのことを決めて頑張る日とした。(企画・準備・実施・振り返りの工程をつくった)

⑧ 生活動作を構造化支援することで、皆が参加しやすい環境を整え利用者の意思決定を生活に組み込んだ。

(3) 日課

概ね下記の通りであるが、班毎、個別支援計画による日課となる。

通 所	9:30 ~ 10:00
午前活動	10:00 ~ 12:00
昼食・休憩	12:00 ~ 13:30
午後活動	13:30 ~ 15:00
降 所	15:00 ~ 15:30

(4) 各種サービス

① 送迎サービス

移動が困難な利用者に対して、通所の利便を図るために行った。

② 入浴サービス (生活介護のみ)

自宅での入浴が困難な利用者に、必要性に応じて行った。(アシストさくら草と連携)

③ 昼食サービス (生活介護のみ)

栄養・嗜好や嚥下障がい等に配慮された心のこもった手作りの食事提供に努めた。実施にあたり、給食会議で委託業者と、アレルギー対策、嗜好、食物形態、献立、食器等について話し合い、利用者にとって安全且つ健康に考慮された食事を提供した。

## 5. 運営管理

(1) 職員の員数 生活支援員25人、看護師2人、理学療法士0人

(2) 会議の開催

[会議の種類]	[開催数]	[内容]
① 管理者会議	月1回	事業所間の連絡、報告等の連携
② 職員会議	月1回	行事、班会議報告、個別支援等
③ 班会議(含ゆう職員)	月1回	個別支援計画の周知、活動内容等
④ 班長・主任会議	隔月	事業計画、事業方針等
⑤ 給食会議	月1回	献立、食物形態等
⑥ 安全委員会	隔月	医療的ケアの安全を確認する
⑦ 各係会議	隨時	

⑧ スタッフ会議	毎週初め	1週間の予定確認。情報の共有を図る
⑨ 経営会議	毎月	事業所間の連携、法人運営について
⑩ 申し送り	毎日 17:05~10 分	各班の様子、予定確認、ヒヤリの共有

### (3) 職員研修

- ・職務を通しての指導、経験年数や役割に応じた新任、中堅、指導的職員研修への派遣を行った。
- ・専門職としての研修や業務上必要な研修に随時派遣する。職員の意向も踏まえつつ、より計画的に研修への参加を促した。
- ・自己啓発研修への支援を行った。
- ・キャリアアップ確認表を活用し、職員のスキルアップを図った。

## 6. 地域生活及び関係機関との連携

### (1) 家庭及びグループホームとの連携

利用者ニーズの把握、事業所との相互理解、効果的な支援を行うため連絡帳による日々の連携、施設からの諸連絡、保護者会と連携した諸行事、保護者会の開催(毎月)、個別面談よって連携を図った。

### (2) 他の事業所と連携し、地域生活の充実を図った。

### (3) 嘱託医　辻医院

協力医院 埼玉協同病院

### (4) ボランティア・実習生の受け入れ

- ・地域の方々を受け入れ、交流を深めた。
- ・大学生・専門学校学生を受け入れ、障がい者理解を進めた。
- ・ボランティアスクールの受け入れ、その他実習生を受け入れることによって、地域福祉事業所として社会貢献を行った。

### (5) 広報

- ・広く一般の方達に、活動を広報することを通し福祉理解を促す機会とした。
- ・広報誌は年4回発行した。

## 7. 安全管理

### (1) 非常災害対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行った。

管理者の指揮のもと、消火、連絡、救助等担当を決め、非常災害訓練を年2回実施した。また、地域住民と話し合い連携した防災対策を講じた。

見直された防災マニュアルに沿って備蓄品を揃え災害時に備えた。

### (2) 緊急時等の対応

利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに掛かりつけ病院に連絡する等の救急対応の措置を講じた。

### (3) 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を

講じるものとした。

- ① 虐待の防止に関する責任者の選定
- ② 成年後見制度の利用支援

○4月24日虐待通報を行った。6月4日さいたま市聞き取り調査、心理的虐待と判断される。6月6日緊急家族会にて内容説明。9月20日さいたま市にまとめ報告を行った。

#### 8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図った。

#### 9. 決算状況

別紙決算報告書のとおり

## 社会福祉法人さくら草

# デイセンターいぶき 2019年度事業報告

### 1. 事業の概要

事業の種類	生活介護事業所
事業所名称	デイセンターいぶき
定員 20名	現員 18名

### 2. 事業方針

(1) 生活介護単独事業として重度障がい者を対象に、日中活動を中心に地域生活を支援して

いく。障害者総合支援法のもと、利用者ニーズに対応した支援計画に基づき、健康への配慮、軽作業や生きがい活動等きめ細かな支援を行うとともに、利用者・家族・関係機関と連携し、安全で質の高い福祉サービスの提供に努めた。

(2) 研修等により職員の資質向上に努めた。

### 3. 事業目標

(1) 地域において安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方を対象に、食事・排泄等の介護や日常生活上の支援を提供し、併せて軽作業等の生産活動や創作活動の機会を提供した。これらを通じて、身体能力、日常生活能力の維持・向上を目指した。

(2) 医療的ケアを要する利用者への支援体制を整えるため、介護職員による痰の吸引等の研修機会を設けた。

(3) 自傷他傷等行動障害をもつ利用者に対して、関係機関や臨床心理士等の専門家、本人家族を交えたケース検討等を行い支援の充実に努めた。

(4) ヒヤリハット報告を職員間で共有するなど危機管理に務め、怪我・事故が無いように支援を行った。

### 4. 事業内容

\* 別紙1参照

#### (1) 活動方針

今年度は5名の利用者を新しく迎え、利用者18名でのスタートとなった。さらに6月には2名の利用者が増え、定員を満たす形となった。利用者の増加に伴い、職員も2名中途採用し、利用者のニーズに応えられるように職員体制を整える事ができた。その中でそれぞれの利用者の意思及び人格を尊重し、個々の地域生活ニーズを考慮した個別支援計画のもと、充実した日中活動を支援した。

重度の知的障がい者、心身障がい者に、安全な環境と障がいの軽減を図る質の高い支援提供によって健康の維持と機能の向上に努め、生きがい活動や軽作業など日中活動への主体的な取り組みを支援し、地域の中で充実した活動ができるよう支援を行った。

日中活動では、主に重度心身障がいのある利用者が、個々の健康、体力、身体機能を考慮

しながら、健康プログラムを行う。また、アトリエ、軽作業等を行ながら、体調管理に留意し、仲間との生活から社会性を養い、地域との交流を深める活動を行った。

## (2) 支援内容

### ① 健康管理と医療的ケアの充実並びに障害への配慮

- ・看護師による健康管理。健康状態の把握に努めた。  
利用者の家族・主治医・訪問看護との連携を密にとり、障害の進行・疾病の予防に努めた。
- ・医療的ケアを看護師、職員が連携し適切に行った。
- ・嘱託医相談（毎月）
- ・インフルエンザ予防接種（年1回）
- ・歯科検診（年1回：川口歯科医師会による）
- ・必要に応じて通院支援、医療機関との連携
- ・静的弛緩誘導法を中心に、個々にあった健康プログラムを行い、生活に活かせる身体をつくれるように支援を行った。

### ② 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供

- ・各自の体調や作業内容等に合わせ軽作業に取り組んだ。
- ・作業種は野菜栽培、手芸、ビーズアクセサリー作り、リース作り、アルバム作成を行った。
- ・作業の確立、商品の開発等、活動場面の構築に力を入れた。
- ・創作活動や余暇活動によって自己表現の喜びを支援した。また創作活動によって作られた作品が施設の外へ発信できるような環境を模索した。
- ・作業によって得た収益は、工賃として支払った。

### ③ 日常生活上の支援他

- ・残存機能を引き出し、自立を促す支援に努めた。
- ・仲間意識を高め、協調性を大切にした生活を支援した。
- ・ウォーキング等をはじめ、利用者に沿ったプログラムを行った。

### ④ 文化的活動

- ・音楽を通して、楽しく自己表現し、社会性を養う取り組みを行った。
- ・書道教室（月1回：ボランティアの先生を招いて行った。）

### ⑤ 趣味の日

- ・利用者が楽しめる取り組みとして、園芸、菓子づくりなどを行った。

### ⑥ 外出活動

- ・利用者数名と昼食や買い物を行った。（半日ツアーについては、利用者の増加に伴い今年度は外食に出掛ける機会を設ける事が出来なかった。）
- ・季節を味わう外出、近隣の散歩や遠出を楽しんだ。（今後も保護者と連携して企画の幅を広げていく。）
- ・他事業所と連携をとり、利用者の社会参加活動を進め、自立生活への知識と経験を養う機会とした。

## (3) 日課

概ね下記の通りであるが、個別支援計画による日課となる。

通 所 9:30 ~ 10:00

午前活動 10:00 ~ 12:00

昼食・休憩 12:00 ~ 13:30

午後活動	13:30 ~ 15:00
降 所	15:00 ~ 15:30

#### (4) 各種サービス

##### ① 送迎サービス

移動が困難な利用者に対して、通所の利便を図るために行った。

##### ② 昼食サービス

栄養に配慮された食事提供に努める。提供にあたり、本人の嗜好、食物形態、献立、食器等について本人、親御さんと話し合い、利用者にとって安全且つ健康に考慮された食事を提供した。

### 5. 運営管理

#### (1) 職員の員数 生活支援員8人、看護師2人

#### (2) 会議の開催

[会議の種類]	[開催数]	[内容]
① 管理者会議	月 1回	事業所間の連絡、報告等の連携
② 職員会議	月 1回	行事確認、個別支援計画の周知、確認等、医療的ケアの安全確認 有期契約職員を含めた情報の共有
③ 各係会議	随時	
④ スタッフ会議	毎日	日々の予定確認。情報の共有を図る
⑤ 経営会議	2か月に1回	事業所間の連携、法人運営について
⑥ 安全委員会	2か月に 1回	喀痰吸引等の実施体制の整備を図る

#### (3) 職員研修

- ・職務を通しての指導、経験年数や役割に応じた新任、中堅、指導的職員研修への派遣を検討したが、利用者増加の影響もあり、今年度は例年に比べ研修の機会が少なかった。
- ・専門職としての研修や業務上必要な研修に随時派遣する。職員の意向も踏まえつつ、より計画的に研修への参加を促した。
- ・自己啓発研修への支援を行う。
- ・キャリアアップ確認表を活用し、職員のスキルアップを図る。
- ・職員全員に対し虐待防止研修を行い、虐待防止についての意識を高められるように努めた。

### 6. 地域生活及び関係機関との連携

#### (1) 家庭との連携

利用者ニーズの把握、家庭との相互理解、効果的な支援を行うため連絡帳による日々の連携、施設からの諸連絡、家族会と連携した諸行事、家族会の開催、個別面談によって連携を図った。

#### (2) 他の事業所と連携し、地域生活の充実を図った。

#### (3) 嘱託医 朝日橋ひだまりクリニック

協力医院 埼玉協同病院

#### (4) ボランティア・実習生の受け入れ

- ・地域の方々を受け入れ、交流を深めた。

- ・大学生・専門学校学生を受け入れ、障がい者理解を進めた。
- ・ボランティアスクールの受け入れ、その他実習生を受け入れることによって、地域福祉事業所として社会貢献を行った。

(5) 広報

- ・広く一般の方達に、活動を広報することを通じ福祉理解を促す機会とした。
- ・年4回発行。

(6) 地域貢献事業

- ・社会福祉協議会や地域の自治会と連携を図りながら、地域の中で不足している資源を知り、協力する事で社会貢献を行った。

7. 安全管理

(1) 非常災害対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行った。

管理者の指揮のもと、消火、連絡、救助等担当を決め、非常災害訓練を年2回実施した。また、地域住民と話し合い連携した防災対策を講じた。

見直された防災マニュアルに沿って備蓄品を揃え災害時に備えた。

(2) 緊急時等の対応

利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに掛かりつけ病院に連絡する等の救急対応の措置を講じられるように努めた。

(3) 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとした。

③ 虐待の防止に関する責任者の選定

② 成年後見制度の利用支援

8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図るものとした。

9. 決算状況

別紙決算報告書のとおり

# 社会福祉法人さくら草

## サポートさくら草 2019年度事業報告

### 1. 事業の概要

- (1) 障害福祉サービス事業
- (2) 移動支援事業
- (3) さいたま市障害児（者）生活サポート事業
- (4) 福祉有償運送事業
- (5) 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業

### 2. 事業方針

どんな重い障がいがあっても同世代の人が享受する活動ができるよう社会参加を支援する。家庭介護者の病気、冠婚葬祭など緊急時に対応することによって安定したいつの生活が続けられるように支援した。

### 3. 事業目標

- (1) 重度心身障がい児・者の地域生活を障害福祉サービス事業、移動支援事業等を活用し、地域生活における緊急時対応や社会参加・自立生活支援など多様なニーズに対し総合的に支援を行った。
- (2) 障害者総合支援法のもと、利用者・家族・関係機関と連携し、安全で質の高い福祉サービスの提供に努めた。
- (3) 職員の資質向上に努め、支援体制の充実に努めた。

### 4. 事業内容

#### \* 別紙2参照

- (1) 事業所の営業日・時間及びヘルパー派遣時間
  - ・営業日：月曜日から金曜日。ただし、12月30日から1月3日までと、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く。
  - ・営業時間：午前10時から午後7時
  - ・ヘルパー派遣日：365日
  - ・ヘルパー派遣時間：24時間
- (2) 事業

#### ① 障害福祉サービス事業

利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行なった。

また行動援護事業によって、知的障害による認知の偏りや危険等の判断の弱さから、行動上著しい困難を示す者に対し適切な支援を行なった。

## ② 移動支援事業

1人ひとりの利用者に対し人としての尊厳を守り、外出時における移動及び移動時の介護を行なった。

## ③ 福祉有償運送事業

利用者が移動する際に十分に対応できるよう、当該利用者のニーズに応じて、福祉有償運送を適切に行なった。

### (2) 通常事業の実施地域

- ・さいたま市

### (3) 緊急時の対応

サービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じた。

### (4) 苦情解決

提供したサービスに関する利用者からの苦情は、苦情解決体制を整え、解決に向けて適切な措置を講じた。

## 5. 運営管理

### (1) 職員の種類・員数

事務職員3人、介護職員6人、その他の従事者47人

### (2) 会議の開催

- ・職員会議 毎月
- ・安全委員会 隔月
- ・ヘルパーカンファレンス 年3回
- ・経営会議 年6回

### (3) 職員研修

- ・採用時研修：採用後3ヶ月以内
- ・継続研修：年2回以上
- ・安全運転研修：随時

## 6. 地域生活及び関係機関との連携

### (1) 他の事業所と連携し、地域生活の充実を図った。

### (2) 広報

- ・広く一般の方達に広報活動を通して福祉理解を促す機会とした。
- ・年4回発行した。

## 7. 安全管理

### (1) 災害・緊急時の対策

利用者、職員の安全に配慮し運営に努める。救命救急法等防災訓練を行なった。

利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに掛かりつけ病院に連絡する等の救急対応の措置を講じた。

### (2) 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置

を講じるものとした。

- ① 虐待の防止に関する責任者の選定
- ② 成年後見制度の利用支援

#### 8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図るものとした。

#### 9. 決算状況

- ・別紙決算報告書のとおり

## 社会福祉法人さくら草

# サポートゆず 2019年度事業報告

### 1. 事業の概要

- (1) 障害福祉サービス事業
- (2) 移動支援事業
- (3) さいたま市障害児（者）生活サポート事業
- (4) 福祉有償運送事業
- (5) 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業

### 2. 事業方針

どんな重い障がいがあっても同世代の人が享受する活動ができるよう社会参加を支援する。家庭介護者の病気、冠婚葬祭など緊急時に対応することによって安定したいつの生活が続けられるように支援した。

### 3. 事業目標

- (1) 知的障がい児・者の地域生活を障害福祉サービス事業、移動支援事業等を活用し、地域生活における緊急時対応や社会参加・自立生活支援など多様なニーズに対し総合的に支援を行った。
- (2) 障害者総合支援法のもと、利用者・家族・関係機関と連携し、安全で質の高い福祉サービスの提供に努めた。
- (3) 職員の資質向上に努め、支援体制の充実に努めた。

### 4. 事業内容

\* 別紙2参照

- (1) 事業所の営業日・時間及びヘルパー派遣時間
  - ・営業日：月曜日から金曜日。ただし、12月30日から1月3日までと、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く。
  - ・営業時間：午前10時から午後7時
  - ・ヘルパー派遣日：365日
  - ・ヘルパー派遣時間：24時間
- (2) 事業
  - ① 障害福祉サービス事業

利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行った。

また行動援護事業によって、知的障害による認知の偏りや危険等の判断の弱さから、行

動上著しい困難を示す者に対し適切な支援を行った。

② 移動支援事業

1人ひとりの利用者に対し人としての尊厳を守り、外出時における移動及び移動時の介護を行なった。

③ 福祉有償運送事業

利用者が移動する際に十分に対応できるよう、当該利用者のニーズに応じて、福祉有償運送を適切に行なった。

(2) 通常事業の実施地域

- ・さいたま市

(3) 緊急時の対応

サービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じた。

(4) 苦情解決

提供したサービスに関する利用者からの苦情は、苦情解決体制を整え、解決に向けて適切な措置を講じた。

## 5. 運営管理

(1) 職員の種類・員数

事務職員3人、介護職員7人、その他の従事者51人

(2) 会議の開催

- ・職員会議 月1回
- ・ヘルパーカンファレンス 年3回
- ・経営会議 年4回

(3) 職員研修

- ・採用時研修：採用後3ヶ月以内
- ・継続研修：年2回以上
- ・安全運転研修：隨時

## 6. 地域生活及び関係機関との連携

(1) 他の事業所と連携し、地域生活の充実を図った。

(2) 広報

- ・広く一般の方達に広報活動を通して福祉理解を促す機会とした。
- ・年4回発行した。

## 7. 安全管理

(1) 災害・緊急時の対策

利用者、職員の安全に配慮し運営に努める。救命救急法等防災訓練を行った。

利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに掛かりつけ病院に連絡する等の救急対応の措置を講じた。

(2) 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を

講じるものとするが、無かった。

- ① 虐待の防止に関する責任者の選定
- ② 成年後見制度の利用支援

#### 8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図った。

#### 9. 決算状況

- ・別紙決算報告書のとおり

## 社会福祉法人さくら草

# アシストさくら草 2019年度事業報告

### 1. 事業の概要

- (1) 障害福祉サービス事業
- (2) 移動支援事業
- (3) さいたま市障害児（者）生活サポート事業
- (4) 福祉有償運送事業
- (5) 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業

### 2. 事業方針

どんな重い障がいがあっても同世代の人が享受する活動ができるよう社会参加を支援する。家庭介護者の病気、冠婚葬祭など緊急時に対応することによって地域で安定したいつの生活が続けられるように支援した。

### 3. 事業目標

- (1) デイセンターさくら草利用者が主たる支援対象であるが、幼児及び就学児の希望が増えてきた。その対象者に障害福祉サービス事業、移動支援事業等を活用し、緊急時対応や社会参加・自立生活支援など多様な地域生活ニーズを総合的に支援した。
- (2) 障害者総合支援法のもと、利用者・家族・関係機関と連携し、安全で質の高い福祉サービスの提供に努めた。
- (3) 職員の資質向上、支援体制の充実に努めた。

### 4. 事業内容

#### \* 別紙2参照

##### (1) 事業所の営業日・時間及びヘルパー派遣時間

- ・営業日：月曜日から金曜日。ただし、12月30日から1月3日までと、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く。
- ・営業時間：午前9時から午後6時
- ・ヘルパー派遣日：365日
- ・ヘルパー派遣時間：24時間

##### (2) 事業

###### ① 障害福祉サービス事業

利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる居宅介護あるいは重度訪問介護を適切に行った。

また行動援護事業によって、知的障害による認知の偏りや危険等の判断の弱さから、行動上著しい困難を示す者に対し適切な支援を行った。

## ② 移動支援事業

1人ひとりの利用者に対し人としての尊厳を守り、本人の意思を尊重しながら外出時における移動及び移動時の介護を行なった。

## ③ 福祉有償運送事業

利用者が車両での移動を希望した際に、安全に移動できるよう適切に福祉有償運送を行った。

### (2) 通常事業の実施地域

- ・さいたま市・川口市・志木市・宮代町

### (3) 緊急時の対応

サービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡し受診する等の措置を講じた。

### (4) 苦情解決

提供したサービスに関する利用者からの苦情は、苦情解決体制を整え、速やかに解決に解決できるよう適切な措置を講じた。

## 5. 運営管理

### (1) 職員の種類・員数

事務職員 3 人、介護職員 6 人、その他の従事者 103 人

### (2) 会議の開催

- ・職員会議 毎月
- ・安全委員会 隔月
- ・ヘルパー会議 年 3 回
- ・運営委員会 年 4 回

### (3) 職員研修

- ・採用時研修：採用後 3 ヶ月以内
- ・継続研修：年 2 回以上
- ・安全運転研修：隨時

## 6. 地域生活及び関係機関との連携

### (1) 他の事業所と連携し、利用者の地域生活の充実を図った。

### (2) 広報

- ・広く一般の方達に広報活動を通して福祉理解を促す機会とした。
- ・年 4 回発行した。

## 7. 安全管理

### (1) 災害・緊急時の対策

利用者、職員の安全に配慮し運営に努める。救命救急法等防災訓練を行った。

利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに掛かりつけ病院に連絡する等の救急対応の措置を講じた。

### (2) 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を

講じた。

- ① 虐待の防止に関する責任者の選定
- ② 成年後見制度の利用支援

#### 8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図るものとした。

#### 9. 決算状況

- ・別紙決算報告書のとおり

## 社会福祉法人さくら草

# 南区障がい者生活支援センターあみへこ 2019年度事業報告

### 1. 事業の概要

- 1) 南区障害者生活支援センター(全障害対応)運営業務
- 2) 指定特定相談事業  
　　計画相談支援（サービス利用支援、継続サービス利用支援）、基本相談支援
- 3) 指定一般相談事業  
　　地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）、基本相談支援
- 4) 指定障害児相談支援事業  
　　障害児相談支援（障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助）

令和元年度は、相談者実人数は 633 名、新規相談者数は 80 名と、例年と比較すると横ばいとなった。依然として一人の相談員が 100 名以上の相談者を担当している現状であり、支援の質と量を確保し続けていくことが継続課題となっている。

相談者実人数のうち重度心身障害者数が 48 名と多く、他区と比較しても特徴的である。家族の高齢化と介護力の低下が進む中で、専門的な技術を要する医療的ケア児者の受け止めが出来る社会資源の不足が大きな課題となっている。家族の行う在宅での医療的ケアがままならなくなるケースも複数あり、医療関係機関との緊密な連携を保ちながら、本人が健康的な暮らしを送り続けられるよう働きかけている。

計画相談対象者数は 401 名であり、こちらも昨年度と比較し横ばいとなった。

計画相談利用者の中では、障害のある保護者が育児を行う家庭や母子世帯等、世帯全体の支援を要すケースの増加が特徴的であった。保護者自身が少しづつ自己肯定感を得られるよう、丁寧に寄り添い信頼関係を築いた。またサービスを導入し、快適な環境で生活したり、健康的な食生活を送れるよう調整を図った。

時には保護者の体調不良や意欲低下により、意図せずネグレクトとなってしまうケースも見受けられる。支援課・児童相談所・保健センター・教育(保育)機関・居宅介護事業所等と連携を図りながら、世帯全体が地域から孤立せず社会とのつながりを保てるよう支えた。またサービス調整会議を通し、支援者同士が互いに顔の見える関係を作りながら、足並みを揃えてそれぞれの役割を担い支援に当たった。

### 2. 運営方針

- 1) 身体障害、知的障害、精神障害、難病、発達障害、高次脳機能障害など、障害の種別や程度に関わらず、支援を要する障害者が、権利の主体として安心して地域で暮らしていくよう支援した。
- 2) 相談及び支援の実施に当たっては、医療・福祉・就労・教育等の各関係機関と緊密な

連携を保ち、支援体制の総合的な調整を行った。

- 3) 前項の方針を達成するため、サービス調整会議に参加し、総合的な調整を必要とする事例について関係者で検討を行い、具体的な支援計画の策定及び総合的なサービス調整等を行った。

### 3. 運営目標

- 1) 専門相談窓口として、障害者やその家族等、及び各関係機関からの相談に応じ、障害者が地域で安心して豊かに暮らしていくよう、支援を行った。
- 2) 障害者を権利の主体と認識し、虐待・差別防止のための相談や連絡調整、権利擁護に関する支援を行った。
- 3) サービス等利用計画の作成を行い、障害福祉サービス等が総合的かつ効果的に提供されるよう支援した。
- 4) 公益性に配慮し、多くの機関・支援者とつながりながら偏りのない支援を行った。
- 5) 以上1)～4)に努めつつ障害者を中心に据えた支援を行った。

### 4. 重点的な取り組み

#### 1) 南区の相談支援体制の充実・強化

令和元年度は、主に南区の相談支援の質の向上・地域づくりの2点に重点的に取り組んだ。

1点目の相談支援の質の向上として、南区相談支援連絡会(以下、連絡会)を活用し、グループスーパービジョンを実施した。スーパーバイザーとしての事例提供、ファシリテーターとしての進行管理をあみ～ごが担い、スーパーバイザーを支援課・支援センター・指定特定相談支援事業所が担った。

少人数のグループ編成をしたことで良い雰囲気の中で、年齢・経験年数・専門分野を問わず活発に発言出来る場となった。参加者同士が相互に影響し合い、学び合う貴重な機会にもなった。また、本人の強みを生かしたストレングス視点の支援に改めて立ち返る機会にもなった。

特に指定特定相談支援事業所では、少人数職場であり相談員自身が孤立することも多い。継続的にグループスーパービジョンを行い、参加者同士の横の繋がりを作るとともに、互いの価値観や援助技術に触れることで相談支援の実務に生かしていく。

2点目の地域づくりとして、今年度は「南区顔の見えるネットワーク会議(以下、顔ネット)」の実施に向けた検討を重点的に行なった。南区支援課が中心となり、連絡会で目的・内容・会議のあり方等について議論を重ねた。

顔ネット第1回目は、前半は障害支援課より講義いただき、自立支援協議会と地域部会の理解を深めた。後半はグループワークを実施し、それぞれの事業所が抱えている課題の抽出を行なった。「居宅」「児童」「日中活動・入所」のカテゴリーで少人数のグループに分けたことで、共通の困り感を活発に出し合える場となった。

第2回目は、出された課題に対する具体的な解決策について議論した。専門的な知識や対応方法を学ぶための研修実施、人材不足・定着のため各事業所ですでに実施している工夫の共有、特別支援学級との連携方法など様々な意見が出された。また、制度として行政もと

もに考えていく必要のある課題についても、改めて確認を行った。

相談支援の立場としては、それぞれの機関の現状や特性の再確認が出来た。また顔が見えることによりその人柄も知ることが出来、連携を深めることが出来た。

引き続き顔ネットを通じ横の繋がりを作り、南区全体の支援体制の結びつきを強めていく。併せて具体的な解決に向けた取り組みを進め、障害のある人が安心して暮らせる南区の地域づくりを進めていく。

## 2) 困難事例への相談支援

計画相談も広く行き渡り、着実に本人に合った社会資源に結びつく方の数は増加している。

その反面、支援に繋がらず、長期にわたり地域で孤立し続けている人もいる。

南区では、「つながり支援」を通し、このような孤立しているケースを把握し、支援に繋げていく取り組みを行っている。対象者の見直し・現状把握・今後のアプローチ方法について、半年ごとに検討し、困り感の発信が難しい方への支援の糸口を模索している。

また支援課の入力システムに、つながり支援対象者であることを記載してもらうこと、台帳に手帳・自立支援医療の更新時期と、支援課の地区担当 CW を記載することで、支援課窓口に本人・家族が来庁した際、意識的に対応できるよう工夫もした。

令和元年度では、あみ～ごからは 4 名のつながり対象者が支援に繋がり、登録解除となっている。中でもそのうち 1 名は、平成 22 年度相談支援充実・強化事業開始当初よりおよそ 10 年間に渡り対象者となり続けていた方である。高齢・障害者世帯であり、親族や支援者が介入すると分離不安から激しい抵抗があった。その間、障害福祉・高齢福祉分野合同で繰り返しサービス調整会議を重ね、現状の把握をしながら有事の際には迅速に介入することを確認してきた。結果的に、家族への暴力が契機となり、見守り続けてきた支援機関が迅速に介入し分離、現在はそれぞれが安心できる住まいの場を確立している。

困難事例の中には、サービスだけでは抱えている問題を解決することが難しい人もいる。

今年度は、精神科に長期入院している方への、退院に向けた地域生活支援の増加が特徴的であった。いずれも本人の病識が薄く、家族が何十年もの人生を削りながら支えてきたケースである。

累計入院年数が 10 年を超えることも珍しくなく、本人の地域生活に対する不安を受け止め、面会を重ね丁寧に信頼関係を構築していった。また退院へのモチベーションやイメージを持てるよう、外出・買い物や公共交通機関の利用等に同行し、直接支援を重ね生活能力のアセスメントを行った。

また医療機関との連携を通じ見立てや院内で出来る取り組みの検討、併せてこれまで支え続けてきた家族への労いと、支援者にその役割をシフトしていくことの大切さを確認していった。

現状では障害福祉サービスに結びついていないものの、本人が日常生活の中で出来ることを増やしながら自信を身に付けていくプロセスに寄り添っている。

これらの困難事例は、本人・家族だけで問題を抱え込み続け、支援者が介入出来ずに長い期間が経過していくことが多い。年単位の膠着状態が続いても、契機を見逃さないよう支援体制を整え続けていく。また介入できるタイミングにしっかりと寄り添い、失敗体験も成功体験も共に共有し、一緒に伴走していくよう丁寧に寄り添い続けていく。

## 5. 事業内容

- 1) 営業日及び時間 : 月曜日～金曜日 8:30～17:30 (祭日を除く)  
職員打ち合わせ : 月曜日～金曜日 8:30～8:40 (祭日を除く)  
相談受付日及び時間 : 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祭日を除く)  
\*必要に応じ、曜日・時間外の相談にも対応した。  
ケース検討会議 : 毎週金曜午前 (祭日を除く)  
職員会議 : 每月 1回 9:00～

### 2) 活動内容

- \* 別紙3参照
- (1) それぞれの障害特性を踏まえた必要な支援を行った。
  - ① 障害者やその家族等及び各関係機関からの日常生活に関する相談支援
  - ② 障害福祉サービスやその他の社会資源等に関する、情報提供及び利用の援助
  - ③ 居場所・交流の場の提供(憩いの場、おもちゃ図書館)
  - ④ 個別支援計画の作成
  - ⑤ 入居及び居住に関する支援
  - ⑥ その他、障害者やその家族等の生活に必要な支援
- (2) 障害者の状況に応じた柔軟な形態での支援を行った。
  - ① 電話相談、来所相談、訪問相談、同行支援、直接支援等
  - ② 成年後見制度の利用に関する支援
- (3) 障害者の権利擁護に関する支援を行った。
  - ① 差別と虐待に関する相談支援、助言、指導、あっせん等
  - ② 成年後見制度の利用に関する支援
- (4) 適切な福祉サービス等が提供されるよう、サービス等利用計画を作成した。
- (5) 施設や病院等に長期入所・入院していた者が、地域において安心して生活していくよう、地域移行支援及び地域定着支援の推進に努めた。
- (6) 孤立の防止のためのイベントを実施した。
  - ① 障害種別や手帳やサービスの利用の有無、年齢などに関わらず参加できるイベント(ランチ会)を企画・実施し、孤立の防止及び仲間作りの支援を行った。
- (7) 職員の力量向上に取り組んだ。
  - ① 面接・記録技術の向上
  - ② 各種研修会への参加

## 6. 運営管理

- 1) 職員の員数

管理者 1 名、相談支援専門員 6 名、精神保健福祉士 3 名

2) 会議の開催

[会議の種類] [開催数] [内容]

- |             |         |                      |
|-------------|---------|----------------------|
| (1) 職員会議    | 月 1 回   | 各種業務及び活動の検討、会議・研修報告等 |
| (2) ケース検討会議 | 毎週 金曜午前 | 個別支援の協議              |
| (3) 経営会議    | 毎月      | 事業所間の連携、法人の発展を図る     |

3) 職員研修

- (1) 適宜、法人内・外の各種研修に参加した。

## 7. 地域生活及び関係機関との連携

1) 各関係機関との連携を行った。

- ① 随時の各関係機関と緊密な連携及び、支援体制の総合的な調整
- ② 定例サービス調整会議(毎月第 4 木曜・9:30-)への参加
- ③ 個別サービス調整会議(必要に応じ随時)への参加
- ④ 個別移行支援会議への参加への参加

2) 地域に障害者の理解と支援を広げ、潜在的なニーズを掘り起こした。

- ① パンフレットや広報誌の作成、配布
- ② ホームページの整備
- ③ 地域の自治会、お祭り等への協力、社会を明るくする運動(浦和地区保護司会)への参加
- ④ 講演活動

3) さいたま市コーディネーター連絡会に参加し、障害者およびその家族の、地域生活を送る上での制度上の課題を把握、検討した。

4) 障害者を中心に据えた、地域ネットワーク作りを進めた。

- ① さいたま市コーディネーター連絡会議及び各委員会への参加
- ② 地域移行・定着支援連絡会議への参加
- ③ さいたま市精神障害者地域ネットワーク連絡会への参加
- ④ 南区顔の見えるネットワーク連絡会への参加
- ⑤ さいたま市自立支援協議会権利擁護部会への参加
- ⑥ さいたま市ひきこもり対策連絡協議会への参加
- ⑦ 埼玉県発達障害者福祉協会相談支援部会への参加

5) 高齢分野との連携を深め、高齢・障害者世帯の支援のためのネットワークづくりを行った。

- ① さいたま市南区東部圏域地域支援会議への参加
- ② さいたま市南区東部圏域高齢者生活支援推進会議への参加

6) 地域の相談支援事業者に対し、バックアップを行った。

- ① 南区相談支援連絡会への参加(毎月第 4 木曜日、11:00~)
- ② 相談支援事業所に対する助言、指導、技術的援助

## 8. 安全管理

1) 利用者、職員の安全に配慮した防災管理や防災設備を整えた。併せて各機関との連携を深め安全に配慮した運営に努めた。また防災対策委員会及び防災訓練を行った。

2) 連携機関名

武藏浦和駅前交番 南区别所 7丁目13番5号 TEL 048-865-3196

(2) さいたま市南消防署 埼玉県さいたま市南区根岸3-10-7 TEL 048-861-0119

(3) 小原クリニック TEL 048-883-5860

(4) 辻医院 TEL 048-862-3830

(5) 保健所 TEL 048-840-2223

(6) ALSOK さいたまガードセンター TEL 048-647-1370

3) 虐待防止のための措置に関する事項

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じた。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定

(2) 成年後見制度の利用支援

## 9. 苦情解決

1) 利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図った。

2) 苦情対応規程に準じて行った。

## 10. 決算状況

- ・別紙決算報告書のとおり

## 社会福祉法人さくら草

# さくら草グループホーム 2019年度事業報告

### 1. 事業の概要

事業の種類	共同生活援助(介護サービス包括型)・短期入所
事業所名称	てんハウスぐりん
定 員	共同生活援助 10名 (現員 10名)
	短期入所 2名 (契約者数 32名、待機者 2名)
主たる対象者	身体障害者・知的障害者 (重度心身障害者 医療的ケアを要する含む)
事業の種類	共同生活援助(介護サービス包括型)
事業所名称	クローバーハウス
定 員	共同生活援助 4名 (現員 4名)
主たる対象者	知的障害者・精神障害者 (知的障害を主障害とする)

### 2. 事業方針

#### (共同生活援助)

指定共同生活援助の利用者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において相談、その他の日常生活上の援助を適切に行うものとした。  
(短期入所)

短期入所を利用する障害者（児）（以下、「利用者」という。）に対して、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって必要な保護を行うものとした。

### 3. 事業目標

#### (共同生活援助・短期入所)

- (1) 常時介護等の支援が必要な重度心身障害者の方が、地域において安定した豊かな生活を営むため、食事・排泄等の介護や日常生活上の支援を提供した。
- (2) 医療的ケアを要する利用者への支援体制を整えるため、介護職員による痰の吸引等の研修機会に派遣した。
- (3) ヒヤリハット報告を職員間で共有するなど危機管理に務め、怪我・事故が無いようにした。

### 4. 事業内容

\* 別紙4 参照

## (1) 活動方針

### (共同生活援助)

利用者1人ひとりの意思及び人格を尊重し、個々人の地域生活ニーズを考慮した個別支援計画のもと、豊かな生活を支援した。

重度の知的障がい者、心身障がい者に、安全な環境と障がい特性に配慮した質の高い支援提供によって健康の維持及び機能の維持に努めた。

### (短期入所)

主に重度心身障害者を対象に、自立に向けた体験利用、家族介護休息、緊急等の利用であり、安心して過ごせるように共同生活や他人介護、生活リズムに慣れ親しむように支援した。

## (2) 支援内容

### (共同生活援助)

- ① 共同生活援助計画の作成
  - ② 利用者に対する相談
  - ③ 食事の提供
  - ④ 健康管理・金銭管理の援助
  - ⑤ 余暇活動の支援
  - ⑥ 緊急時の対応
  - ⑦ 日中活動の場等との連絡・調整
  - ⑧ 財産管理等の日常生活に必要な援助
  - ⑨ 夜間における支援
  - ⑩ 体験的な利用
  - ⑪ 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜
- ②から⑩に付帯するその他必要な介護、支援、家事、相談、助言。

### (短期入所 )

- ① 食事の提供
- ② 入浴または清拭
- ③ 日常生活上の介護
- ④ 機能訓練
- ⑤ 生活相談
- ⑥ 健康管理
- ⑦ その他日常生活上の世話

## 5. 運営管理

### (共同生活援助・短期入所)

(1) 職員の員数 管理者 1 人、サービス管理責任者 1 人、世話人 4 人、生活支援員 13 人、看護師3人

(2) 会議の開催

[会議の種類]	[開催数]	[内容]
① 職員会議	月 1 回	個別支援、事業運営等
② 給食会議	月 1 回	献立、食物形態等

③ 安全委員会	隔月	医療的ケアの安全を確認した
④ 各係会議	随時	

### (3) 職員研修

- 職務を通しての指導、経験年数や役割に応じた新任、中堅、指導的職員研修への派遣を行った。
- 専門職としての研修や業務上必要な研修に随時派遣した。
- 自己啓発研修への支援を行った。
- キャリアアップ確認表を活用し、職員のスキルアップを図った。

## 6. 地域生活及び関係機関との連携

(共同生活援助・短期入所)

### (1) 家庭及び他機関との連携

通所事業所と連絡帳等によって利用者の生活ニーズを把握した。

個別面談により地域生活の充実を図った。

家族会の開催(年4回)。

支援課、支援センター、相談支援事業所、事業所の機関、家族等との連携。

### (2) 協力医院 浦和民主診療所

### (3) ボランティア・実習生の受け入れ

地域の方々を受け入れ、交流を深めた。

### (4) 広報

- 広く一般の方達に、活動を広報することを通じ福祉理解を促す機会とした。

- 年4回発行とした。

## 7. 安全管理

(共同生活援助・短期入所)

### (1) 非常災害対策

非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行った。

夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保するとともに、緊急時の連絡先や連絡方法を共同生活住居の見やすい場所に掲示した。

### (2) 緊急時等の対応

利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに掛かりつけ病院に連絡する等の救急対応の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また事業所は次の措置を講じた。

- 各利用者の掛かりつけ病院と連携し、緊急時に救急搬送できる体制にした。
- 協力医療機関と連携し、緊急時対応に備えた。
- 入居者の通所先施設と健康管理について共有するなど日頃から連携した。
- 看護師に日頃から健康管理をしてもらい、緊急時には電話相談もしくは駆けつける体

制を組んだ。

・夜間複数人体制及び必要があれば通所施設職員が緊急時に駆けつける体制を組んだ。

### (3) 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じた。

- ① 虐待の防止に関する責任者の選定
- ② 成年後見制度の利用支援
- ③ 苦情解決体制の整備
- ④ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

## 8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図るものとした。

## 9. 決算状況

別紙決算報告書のとおり

## デイセンターさくら草

2020.03.31

○定員 40名

○職員配置

○利用者 45名

正規職員 15名

(男性 27名 女性 18名)

(施設長・サビ管・事務含む)

○年齢 最年少 19歳

有期契約職員 17名

最年長 61歳

看護師 4名

平均 31.6歳

合計 36名

## ○障害支援区分

区分	人数	比率
6	38	84.5%
5	6	13.3%
4	1	2.2%
3	0	0

## ○出席率

契約者数に対して 70.5% 定員に対して 82.5%

## ○医療的ケア（日中の支援）

経管栄養(胃ろう)	5名	胃ろう半固体	2名	経管栄養（経鼻）	4名
気管切開	2名	酸素注入	2名	痰吸引	12名
人工呼吸器	1名	バイパップ	1名		
ストマ	1名	導尿	4名	浣腸	2名

## ○給食 食数および食物形態

食形態	普通食	一口大	みじん	ミルサー	ペースト	合計
人 数	15名	12名	4名	4名	1名	36名
ふたば班	2名	2名	3名	4名	1名	12名
あんくじ班	13名	10名	1名			24名

## 利用者の状況

### 【デイセンターさくら草】

#### ふたば班

21名 男性12名・女性9名

車いす利用者 20名（自走1名・移動時車イス利用者含む）

歩行可能な方 1名

平均年齢 36歳

区分平均 6

#### あんくじ班

24名 男性15名・女性9名

車いす利用者 7名（自走2名・電動2名）

歩行可能な方 17名（移動時車イス利用者含む）

平均年齢 32歳

区分平均 5.6

## 居住区

浦和区	4名	さいたま市 88.9%
南 区	14名	
緑 区	11名	
桜 区	7名	
北 区	1名	
中央区	1名	
大宮区	1名	
見沼区	1名	
川口市	3名	
蕨市	1名	

川口市 6.7%

その他 4.4%

## 送迎利用者

送迎利用 39名 (84.7%)・自主1名 (2.1%)・他送迎利用 (事業所・家族) (6.6%)

## キッズさくら草

定員 5 名 契約者数 15 名

1 日利用者平均 4.2 人

利用率 ・ 定員に対して 84% ・ 契約者数に対して 28%

## デイセンターアトム

2020年3月31日

○定員	35名	○職員配置
○利用者	36名	正規職員 13名 正規看護師 1名 (サビ管、中途入退、産休者含む)
	(男性 20名 女性 16名)	有期契約職員 22名 (中途入退含む)
○年齢	最年少 19歳	非常勤看護師 4名 (中途入退含む)
	最年長 59歳	栄養士 0名
	平均 29歳	<u>合計 40名</u>

## ○障害支援区分

区分	人数	比率
6	29	80.6%
5	4	11.1%
4	3	8.3%
3	0	0%

○実績報告 延べ利用者数 7760人

○出席率 契約者数に対して 89% 定員に対して 92%

## ○医療的ケア

経管栄養(胃ろう)	3名		気管切開	1名
ストマ	1名		酸素吸入	1名

○給食 食数および食物形態 (給食を食べない方 2名)

普通食	一口大	みじん	ミルサー	ペースト	合計
5名	22名	4名	3名	0名	34名

※おかゆ、柔らかご飯含む

## 【デイセンターアトム】

### アトム班

18名 男性12名・女性6名

車いす利用者 8名（自走1名・電動1名含む）

歩行できる方 10名（移動時車イス利用者含む）

平均年齢 27歳

区分平均 5.5

### コスモス班

18名 男性8名・女性10名

車いす利用者 15名（自走0名・電動0名含む）

歩行できる方 3名（移動時車イス利用者含む）

平均年齢 32歳

区分平均 5.9

### 居住区

浦和区	9名	さいたま市 89%
南 区	9名	
緑 区	11名	
桜 区	1名	
北 区	0名	
大宮区	0名	
見沼区	0名	
中央区	1名	
岩槻区	1名	
川口市	4名	

川口市 11%

## デイセンタ－いぶき

2020.3.31現在

○定員 20名

○職員配置(サビ管、中途入退含む)

○利用者 18名

正規職員 7名

(男性 10名 女性 8名)

有期契約職員 3名

○年齢 最年少 19歳

看護師 2名

最年長 50歳

(正職 1名、有職 1名)

平均 24歳

合計 12名

車いす利用者 14名 (自走1名・電動0名)

歩行できる方 4名

○障害支援区分

○居住区 川口市 83.2% 吉川市 5.6%

草加市 5.6% 文京区 5.6%

区分	人数	比率
6	16	88.9%
5	2	11.1%
4	0	0%
3	0	0%

川口市	15名
吉川市	1名
草加市	1名
文京区	1名

○出席率 71%(契約者数に対して) 69%(定員に対して)

○医療的ケア

経管栄養	5名	気管切開	2名
------	----	------	----

○給食 食数および食物形態

普通食	一口大	みじん	ミルサー	ペースト	合計
6名	3名	1名	0名	4名	14名

※おかゆ、柔らかご飯含む

\*別紙 2

\* サポートさくら草・サポートゆず・アシストさくら草 2019年度 事業実績

サポートさくら草

事業	2018年度合計	2019年度合計	月平均	事業別比率	前年比
居宅介護	1,782	1821	152	5%	102%
行動援護	6,287	6138	512	17%	98%
移動支援	24,699	25,241	2,103	68%	102%
生活サポート	3,844	3801	317	10%	99%
合計	36,612	37001	3,083	100%	101%

\*行動援護 利用者の逝去2名

\*生活サポート事業 利用者の入院・入所

\*扶養を外して支援増

サポートゆず

事業	2018年度合計	2019年度合計	月平均	事業別比率	前年比
居宅介護	2,468	2749	229	7%	111%
行動援護	11,568	12353.5	1,029	31%	107%
移動支援	20,571	22622	1,885	57%	110%
生活サポート	3,963	3884	324	10%	98%
合計	38,570	39737	3,311	100%	103%

\*新規利用者3名、ヘルパー数名増

アシストさくら草

事業	2018年度合計	2019年度合計	月平均	事業別比率	前年比
居宅介護	1,292	1,074	89	4%	83%
行動援護	5,318	6,088	507	21%	114%
移動支援	18,874	17,548	1,462	61%	93%
生活サポート	4,495	4,237	353	15%	94%
合計	29,979	28,945	2,412	100%	97%

\*居宅利用者減・入院・逝去

\*移動支援 休日に兼務職員が不足

## \*別紙3

## 南区障害者生活支援センター(あみ～ご)事業実施状況報告書(相談内容・令和年度報告)

## 相談者数

	新規	継続	合計
18歳未満	19	59	78
18歳以上	61	494	555
合計	80	553	633

	身体	重心	知的	精神	発達	高次脳	難病	その他	合計
18歳未満	9	12	47	2	26	0	10	0	106
18歳以上	118	36	233	251	71	15	47	0	771
合計	127	48	280	253	97	15	57	0	877

## 相談者障害種別内訳(カッコ内には重複障害者の内数を再掲)

## 身体障害者手帳

	視覚障害		聴覚障害等		肢体不自由		内部障害		合計	
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上
1級	( )	10 ( 4 )	( )	3 ( )	14 ( 12 )	56 ( 39 )	1 ( )	7 ( 4 )	15 ( 12 )	76 ( 47 )
2級	( )	7 ( 1 )	( )	1 ( 1 )	2 ( 1 )	32 ( 18 )	( )	1 ( 1 )	2 ( 1 )	41 ( 21 )
3級	( )	1 ( )	( )	( )	( )	14 ( 10 )	( )	1 ( 1 )	0 ( 0 )	16 ( 11 )
4級	1 ( 1 )	1 ( )	( )	( )	( )	7 ( 3 )	( )	4 ( 2 )	1 ( 1 )	12 ( 5 )
5級	( )	1 ( 1 )	( )	( )	( )	5 ( 2 )	( )	( )	0 ( 0 )	6 ( 3 )
6級	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
合計	1 ( 1 )	20 ( 6 )	0 ( 0 )	4 ( 1 )	16 ( 13 )	114 ( 72 )	1 ( 0 )	13 ( 8 )	18 ( 14 )	151 ( 87 )

## 療育手帳

	18歳未満	18歳以上	合計
(A)	14 ( 13 )	100 ( 53 )	114 ( 66 )
A	9 ( )	70 ( 16 )	79 ( 16 )
B	7 ( 1 )	57 ( 9 )	64 ( 10 )
C	11 ( 1 )	38 ( 14 )	49 ( 15 )
合計	41 ( 15 )	265 ( 92 )	306 ( 107 )

## 重症心身障害者

18歳未満	18歳以上	合計
12	36	48

## 手帳非所持

18歳未満	18歳以上	合計
29	50	79

## 発達障害者

18歳未満	18歳以上	合計
26	71	97

## 高次脳機能障害者

18歳未満	18歳以上	合計
0	15	15

## 精神障害者保健福祉手帳

18歳未満	18歳以上	合計
10	47	57

## 精神障害者保健福祉手帳

	18歳未満	18歳以上	合計
1級	( )	11 ( 7 )	11 ( 7 )
2級	( )	112 ( 20 )	112 ( 20 )
3級	2 ( 1 )	69 ( 7 )	71 ( 8 )
合計	2 ( 1 )	192 ( 34 )	194 ( 35 )

## 相談者年齢別内訳

	0～5歳	6～14歳	15～17歳	18～29歳	30～39歳	40～64歳	65歳以上	合計
男	17	19	18	109	66	137	16	382
女	6	11	7	71	45	105	6	251
合計	23	30	25	180	111	242	22	633

## 相談者状況内訳

	通園	通学	通所	入所	就労	在宅(デイ介)	入院	その他	合計
合計	18	47	236	18	100	192	22	0	633

## 南区障害者生活支援センター( あみ～ご )事業実施状況報告書(支援内容・令和元年度報告)

## 支援方法内訳

	訪問			来所相談			同行			電話相談			電子メール		
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計
合計	164	1100	1264	17	514	531	20	284	304	261	2823	3084	14	38	52
	サービス調整会議	関係機関	権利擁護支援員	その他									合計		
合計	20	26	46	788	7117	7905	8	47	55	1	12	13	1293	11961	13254

※権利擁護支援員欄は支援員による支援を受けた場合に記入すること。

## 支援経路内訳

	障害者本人から			障害者家族から			他支援機関から			その他			今月合計		
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計
合計	123	3034	3157	357	1672	2029	812	7248	8060	1	7	8	1293	11961	13254

## 支援内容内訳

	福祉サービスの利用に関する支援			障害や病状の理解に関する支援			健康・医療に関する支援			不安の解消・情緒安定に関する支援		
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計
相談	837	6773	7610	60	634	694	32	641	673	14	307	321
直接	19	176	195	6	22	28	0	108	108	0	3	3
合計	856	6949	7805	66	656	722	32	749	781	14	310	324
	保育・教育に関する支援			家族関係・人間関係に関する支援			家計・経済に関する支援			生活技術に関する支援		
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計
相談	133	72	205	50	457	507	3	179	182	3	183	186
直接	2	8	10	0	1	1	0	10	10	1	7	8
合計	135	80	215	50	458	508	3	189	192	4	190	194
	就労に関する支援			社会参加・余暇活動に関する支援			障害者虐待に関する支援			障害者差別に関する支援		
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計
相談	2	346	348	7	213	220	6	28	34	0	0	0
直接	0	17	17	1	73	74	0	0	0	0	0	0
合計	2	363	365	8	286	294	6	28	34	0	0	0
	その他の権利擁護に関する支援			入居・居住継続に関する支援			その他			合 計		
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未溎	18歳以上	合計	18歳未溎	18歳以上	合計
相談	0	19	19	0	116	116	115	1541	1656	1262	11509	12771
直接	0	0	0	0	17	17	2	10	12	31	452	483
合計	0	19	19	0	133	133	117	1551	1668	1293	11961	13254

## 南区障害者生活支援センターあみ～ご 事業実施状況報告書(調整会議・令和元年度報告)

## 調整会議開催数

	18歳未満	18歳以上	合計
男	13	15	28
女	7	11	18
合計	20	26	46

## 調整会議対象者障害種別内訳(カッコ内には重複障害者の内数を再掲)

## 身体障害者手帳

	視覚障害		聴覚障害等		肢体不自由		内部障害		合計	
	18歳未満	18歳以上								
1級	( )	( )	( )	( )	( )	2 ( )	( )	( )	( )	2 ( )
2級	( )	1 1	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	1 1
3級	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
4級	( )	( )	( )	( )	( )	2 1	( )	( )	( )	2 1
5級	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
6級	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
合計	( )	1 1	( )	( )	( )	4 1	( )	( )	( )	5 1

## 療育手帳

	18歳未満	18歳以上	合計
(A)	( )	6 ( )	6 ( )
A	4 ( )	6 ( )	10 ( )
B	( )	4 2	4 2
C	12 6	( )	12 6
合計	16 6	16 2	32 8

## 重症心身障害者

18歳未満	18歳以上	合計

## 手帳非所持

18歳未満	18歳以上	合計
4	2	6

## 発達障害者

18歳未満	18歳以上	合計
11	10	21

## 高次脳機能障害者

18歳未満	18歳以上	合計
	3	3

## 精神障害者保健福祉手帳

	18歳未満	18歳以上	合計
1級	( )	2 2	2 2
2級	( )	1 ( )	1 ( )
3級	6 6	4 ( )	10 6
合計	6 6	7 2	13 8

## 難病患者等

18歳未満	18歳以上	合計
	2	2

## 調整会議出席状況内訳

	生活支援センター	支援課	福祉課	保健センター	保健所
延回数	49	46	1	2	4

	こころの健康センター	社協	医療機関	療育機関	教育機関
延回数	1	3	10		37

	就労支援機関	在宅介護事業所	施設(作業所)	その他
延回数		16	21	52

延回数合計
242

\* 別紙4

2019年度さくら草グループホーム事業実施状況

短期入所・共同生活援助泊数集計

	てんハウス ぐりん	クローバー ハウス	共同生活援助 合計泊数	短期入所 泊数 てんハウスぐ りん	泊数計
年合計	2324	731	3,055	331	3,386
月平均	193.7	60.9	254.6	27.6	282.2
日平均	6.4	2.0	8.4	0.9	9.3
稼働率	63.7%	50.1%	59.8%	45.3%	58.0%
部屋数	10	4	14	2	16

前年度比

共同生活援助合計泊数 1%増

短期入所泊数 16%増

合計泊数 3%増

\*入居者入院により泊数の伸びが少なかった

## 地域公的取組 2019年度

事業名	既存・新規	事業概要	実施事業所	実施内容
1、障害児・保護者、市民の交流の場の提供	既存	障害の有無にかかわらず地域の親子が交流できる場を提供する。	南区障害者生活支援センターあみ～ご	市内母子6~7組が、誘いあわせて来訪した。
2、地域住民が集える場の提供	既存	地域住民（主に高齢者）が集える場を、NPO法人たすけあるいワーカーズこの指とまれと共に年数回開催する。	てんハウスマーレ	近隣にファミリーサイクルを呼びかけ、初日にお茶会、翌日納品を年2回（5月、11月）実施した。 地区社協の呼びかけがあり本大公民館文化祭に参加した。
3、障害者支援施設退所者本人・死亡退所者家族の定期的な見守り	既存	施設入所や死亡により当法人事業所から退所した方や家庭に対してのアフターフォローを、支援職員が必要に応じて電話や訪問等を行う。また子離れ等の相談による等、新たな環境や状況で困るよう支援する。	デイセンターさくら草、デイセンターアトム、デイセンタートマ、キッズサポート、サポータトゆず、アシストさくら草	・退所者に継続相談にあたつていたが、障害者が進行しため再通所に繋げた。 ・障害者支援施設に入所された方がオロ一にあたつた。 ・死んだ方への対応並びに家族のオロ一にあたつた。 ・亡退された方が既名があるり、残された家族への支援にあたつた。 ・高齢者がする家庭に寄り添い、車いす作成、服薬の相談など細かい支援に取り組んだ。 ・地域お祭りの子供神輿の休憩所に駐車場の提供をしている。 ・就学児の母が学校に相談できない事から、学校、教育センターと繋ぎ連携し対応した。 ・10/31善前小学校”まち探検”2年生の来所、質問を受け付けた。 ・両親がうつの家庭に年数回相談を受けた。 ・支援困難児・者への制度外の支援や支援会議に職員を派遣した。
4、放課後の生徒同士・地域の方（高齢者・母子等）とのふれあいの場の提供	既存	新郷小学校が前にあり、放課後子供同士で、時には新郷住民と触れ合いながら過ごす場を提供する。	デイセンターいいぶき	今年度、担任が変わり交流を持つ機会がなかった。
5、「こどもひなん所110番の家」設置協力	既存	子どもたちが犯罪やトラブルに巻き込まれないよう、地域ぐるみで子どもたちの安全を守る。あわせてステッカーの掲示を行うことで、地域の防犯の効果も狙う。	デイセンターさくら草、デイセンターアトム	設置協力をしているが、助けを求める子供はいなかつた。
6、被災地支援	新規	被災地並びに被災施設を支援する。	全事業所	洪水被害に遭われた障害者支援施設しびらきに、片付けのお手伝いに職員を派遣した。